

●公立保育園に関するQ&A

Q 1 保育認定児で申し込んだ場合、保育認定証の発行があれば、入園も確実なのですか。

A 1 あくまでも保育の必要性の認定であるため、必ずしも入園できるとは限りません。 入園の基準を満たし、かつ、定員の状況により入園の決定がなされます。

Q 2 3歳児と5歳児を入園させたいのですが、慣らし保育期間は13時と15時の2回、お迎えに行かなければならないのですか。

A 2 保育時間の見直しは、子どもの発達状況を考えたものです。特に3歳児は新入園のお子さんが大多数で、心身の負担が大きいことから、慣らし保育として4月から5月のおおむね2週間まで短縮保育を導入しました。午後2回のお迎えが難しいようであれば、上のお子さんも一緒に13時に降園することもできます。4、5歳児でもこの間は、クラスや担任が替わり不安の多い時期です。

Q 3 3歳児は、慣らし保育期間中は13時の降園となります。用事があるときは15時まで預かってもらえるのですか。

A 3 保護者の病気や学校の授業参観など、一緒に過ごすことや連れて行くことが難しい場合は、申し出によりお預かりします。

Q 4 土曜日保育や祝日保育を利用する場合は、その日だけ指定園へ連れていけばよいのですか。

A 4 そのとおりです。

Q 5 現在、東浦町外に住んでいます。いつまでに転入すれば良いですか。

A 5 令和6年4月1日(育児休業明けで入園希望の方は、入園月の1日)までに住民票を東浦町へ移し、かつ、生活の実態も東浦町に置くことが必要です。

同日までの転入が確認できない場合は、入園を取り消す場合があります。

Q 6 育児休業明けで年度途中での入園を考えています。4月1日入園を希望した方が優先的に案内してもらえるのですか。

A 6 4月1日に入園される方も育児休業明けで入園される方も同じように選考させていただくため、優先度に違いはありません。

Q 7 子どもが集団生活に入るにあたり、心配なことがあるのですが相談できますか。

A 7 お子さんの成長、健康面等でご心配の方については、保育園または児童課へ気軽にご相談ください。

